

平成 27 年 5 月 26 日にいわゆる空家等対策特別措置法が全面施行され、各市町村において各種対策が進みつつあるところですが、空家等対策の総合的な強化を図るため、空家等対策特別措置法が改正され、令和 5 年 12 月 13 日に施行されました。

これを受けて、市町において、新たに空家等対策計画の策定や、既に策定している空家等対策計画についても、改定を検討する動きがあります。

今般、県は、空家等対策特別措置法に定める市町村支援の一環として、指針となるモデル計画を改定しました。空家等対策に必要な事項が全て網羅されているとは限りませんが、必要な部分は参考にしていただき、記載が不十分な部分については加筆していただくなどして活用していただければ幸いです。（必ずしも本モデル計画をたたき台にする必要はありません。）

なお、本モデル計画は、既に策定済み及び策定中の市町の空家等対策計画を否定するものではありません。

神奈川県県土整備局建築住宅部住宅計画課

〇〇市空家等対策計画

はじめに

令和 5 年住宅・土地統計調査（総務省統計局）によると、本市の空き家は 00,000 戸あり、空き家率は 00.0% となっています。その内訳を見ますと、別荘等の二次的住宅が 0,000 戸、賃貸用の住宅が 00,000 戸、売却用の住宅が 000 戸及び転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在となっているようなその他の住宅が 0,000 戸となっています。

これらの住宅のうち、建物の老朽化等により腐朽が認められる住宅が合計で 0,000 戸あり（表 1）、火災の危険性や倒壊のおそれなどの安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題が生じています。

さらに、本市には持ち家に住む単身高齢者世帯が 〇〇〇〇 世帯あり、5 年前に比べ 〇 倍に増えている（表 2）ことや、本市の住宅総数（00,000 戸）が本市の世帯総数（00,000 世帯）を上回っている（表 3）ことから、今後、空き家は増加すると見込まれます。

（表 1）本市の空き家の状況

（総務省：住宅・土地統計調査）

	総住宅数 (A)	空き家数の内訳				空き家総数 (F)= (B)+ (C)+(D)+(E)	空き家率 (F)/(A) %
		二次的住宅 (B) (※1)	賃貸用の住宅 (C)	売却用の住宅 (D)	その他の住宅 (E) (※2)		
R 5 戸数	000,000	0,000	00,000	000	0,000	00,000	00.0
うち腐朽あり	-	00	000	00	00	0,000	-

（※1）二次的住宅：別荘等

（※2）その他の住宅：転勤・入院などのため居住世帯が長期にわたって不在の住宅

令和 5 年度住宅・土地統計調査では「賃貸・売却用及び二次的住宅を除く
空き家」に名称が変更されている

(表2) 本市の持ち家に住む75歳以上の単身高齢者世帯

Hxx	〇〇〇〇 世帯
Rxx	〇〇〇〇 世帯
倍率	〇〇 倍

(出典: xxxx)

(表3) 本市の総住宅数と総世帯数 (R5)

総住宅数	00,000
総世帯数	00,000
差引き	00

(総務省:住宅・土地統計調査)

コメント

国の統計調査を引用して〇〇市の状況を記載しました。これに加え(又はこれに変え)、各市町村で実施した空家等実態調査の結果を引用することも考えられます。

また、住宅・土地統計調査のデータがない自治体は、国勢調査や住民基本台帳人口移動報告などの結果を引用し、少子高齢化や既存住宅の築年数が高くなってきている傾向がある等、空き家の数が増加する要因となりうるデータの提示が考えられます。

今後、空き家が増加すれば、これらの問題が一層深刻化することが懸念されています。

このような傾向は全国的にも見られ、平成27年5月26日に「空家等対策の推進に関する特別措置法」が施行されたことを受け、全国で空家等※¹対策が進んでいます。{〇〇市では平成〇〇年に「〇〇市空家等対策計画」を策定し、空家等対策に取り組んできました。}

今般、空家等の適切な管理の確保、その活用拡大、特定空家等※²の除却等の促進に向けて、空家等対策の総合的な強化を図るため、「空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律」が令和5年6月14日に公布され、同年12月13日に同法による改正後の「空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「法」という。)」が施行されました。

法改正により、周囲に著しい悪影響を及ぼす特定空家等になる前の段階から空き家の適切な管理が図られるよう、「管理不全空家等」に対する措置、市区町村が重点的に空き家の活用を図るエリアを「空家等活用促進区域」に設定できる制度、市区町村のマンパワーや専門的知識を補うため空家等の活用や管理に積極的に取り組むNPO法人、社団法人等を「空家等管理活用支援法人」に指定できる制度等が新設されました。

このような状況を受け、最新の空家等の状況を把握するとともに、課題の確認、整理を行い、より一層空家等対策を推進するため、本計画を策定します{本計画の改定を行います}。

なお、本計画は、法第7条に基づく計画として位置づけます。

コメント

{ } 内は改定を想定した記載となっております。

※1) 空家等 建築物又はこれに附属する工作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地(立木その他の土地に定着した物を含む。)をいう。

※2) 特定空家等 そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。

一 空家等に関する対策の対象とする地区及び対象とする空家等の種類その他の空家等に関する対策に関する基本的な方針

(一) 対象とする地区

令和 00 年度に本市が実施した空き家実態調査では、市内全域で空家等が見受けられたため、市内全域を対象とします。

ただし、〇〇地区で空家等が比較的目立っているため、注意を要する重点対象地区とします。

また、□□地区は、国に「地震時等に著しく危険な密集市街地」とされており、その解消に向け各種対策を講じているものの、その成果が出るまでに時間を要することから、危険度の解消までの間、特に注意を要する重点対象地区とします。

さらに、△△地区については、その経済的社会的活動を促進するため、法第 7 条第 3 項に定める空家等活用促進区域^{※1}とします。その区域及び同条第 4 項に規定する空家等活用促進指針については、五に記載します。

コメント

市内全域を対象にしないと、非対象の地区で空家等が目立ってくるのが懸念されるため、抑止の意味で記載しています。必要に応じ、重点対象地区や特に注意を要する重点対象地区を設定してください。空家等活用促進区域を定める場合は、その対象地区を記載することが考えられます。

(二) 対象とする空家等の種類

本計画は、その対象範囲を市内全域としているが、先の実態調査で戸建て住宅が多いことが判明したため、法第 2 条第 1 項に規定する空家等のうち、一戸建ての住宅を対象とします。

コメント

各市町村で行う実態調査の結果を踏まえ、どのような種類の建築物に空家等が多いのかを見極めて設定してください。

(三) 空家等に関する対策に関する基本的な方針

本市の空家等対策の基本的な方針は、「適切な管理」及び「利活用の促進」とします。

コメント

この他にも「管理不全空家等に対する措置」として「指導・勧告」、「特定空家等に対する措置」として「助言又は指導・勧告・命令等の強化」を加えることが考えられます。また、条例との関係上、「適切な管理」を「適正な管理」とすることも可能です。

本市が行った空き家実態調査によると、市内には適切に管理されていない、いわゆる放置空家等が 00,000 戸（内戸建て 0,000 戸）あります。放置空家等をこれ以上増やさないためには、自ら又は自らが自治会に依頼しあるいは民間の空家等管理ビジネスや、本市ホームページに示す空家等管理活用支援法人^{※2}を活用するなどして、定期

※1) 空家等活用促進区域 当該区域内の空家等の数及びその分布の状況、その活用の状況その他の状況からみて当該区域における経済的社会的活動の促進のために当該区域内の空家等及び空家等の跡地の活用が必要となると認められる区域をいう。

※2) 空家等管理活用支援法人 市町村が、空家の活用や管理に取り組む NPO 法人、社団法人、会社等を法に基づき指定することにより、民間法人が公的立場から活動しやすい環境を整備し、空家等対策に取り組む市町村の補完的な役割を果たす法人をいう。

的な換気・通水や庭木、雑草の確認などにより適切に管理することが重要です。

適切な管理がなされている空家等については、住宅確保要配慮者^{※1}や地域のために活動している団体等に低廉な家賃で賃貸するなどの利活用が考えられます。なお、利活用に関する相談を空家等管理活用支援法人に行うこともできます。

コメント

利活用の例示も、シェアハウスやトライアルステイとして活用など地域の実情に即して記載してください。空家等管理活用支援法人の指定状況に応じて記載してください。QR コード等の、ホームページへのリンクの掲載が考えられます。

また、本市には 75 歳以上の単身世帯が住む持ち家が〇〇〇〇戸あります。今後、空家等となる可能性の高い予備軍が空家等になり、適切な管理が行われず管理不全空家等^{※2}や特定空家等とならないよう防止策が必要です。

コメント

空家等の発生や管理不全となる可能性が高くなる要因となるデータとその出典の掲示が考えられます。

二 計画期間

本計画は、総務省の住宅・土地統計調査等の関連統計や〇〇市総合計画等の関連諸計画との整合を図るため、本年度より令和 00 年 00 月 00 日までの 5 年間を計画期間とします。

なお、計画期間終了後は、本市の状況の変化等を踏まえ、次期計画を策定します。

コメント

何年間とするかは、各市町村の事情により異なると思われますが、各種統計・計画等と整合を図って決める必要があります。

三 空家等の調査に関する事項

【実態調査】

前述したとおり、本計画を策定するに当たり、令和 00 年度に空き家実態調査を行っていますが、今後発表される各種統計調査の情報や市民からの情報提供などから、空家等や管理不全空家等、特定空家等と思われる空家等の増加が顕著となりつつあるなど、改めて調査の必要性があると認められるときは、次の事項を定めて実態調査を行います。

なお、実態調査は市が自らあるいは第三者に委託して行います。

- (一) 状況変化など調査実施の必要性
- (二) 対象地区
- (三) 調査期間
- (四) 抽出対象とする空家等

※1) 住宅確保要配慮者 住宅セーフティネット法第 2 条第 1 項に規定される、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国籍県民その他住宅の確保に特に配慮を要する者をいう。

※2) 管理不全空家等 そのまま放置すれば特定空家等に該当することとなるおそれのある状態にあると認められる空家等をいう。

(五) 空家等の内容及び程度並びに調査内容・方法

(六) その他必要な事項

コメント

今後の状況変化等により、一定期間後に再度、実態調査を行う必要が出てくることが想定されることから必要な事項を盛り込みました。

本文「なお書き」は、住民の不安をあおらないために記載しました。第三者には空家等管理活用支援法人が含まれることもあります。

実態調査を行う範囲は地域の実情等に応じて各市町村で判断できるため、全域とせずに対象を絞って行うことも可能です。

【所有者等を把握するための調査】

本市が令和 00 年に実施した実態調査で把握した空き家について、今後、本計画にしたがって、当該空き家の所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）に「適切な管理」や「利活用」を促すなど必要な諸施策を講じることを目的として、法第 2 条第 1 項に定める「空家等」に該当するか否かといった詳細な調査を実施するとともに、所有者等を特定し、利活用等の意向を把握する必要があります。

このため、次のとおり追加・追跡調査を実施することとします。

なお、調査は市が自らあるいは第三者に委託して行うものとします。

コメント

計画策定後、空家等対策を推進する次のステップとして、所有者を特定し、除却、利活用等の意向を把握することや「空家等」「特定空家等」「管理不全空家等」への該当性を追跡調査するために必要な事項を盛り込みました。

なお、所有者を把握するための調査、意向調査、データベース化が終わっている市町村については本項目を掲載しないことも可能です。

本文の「なお書き」は、住民の不安をあおらないために記載しました。第三者には空家等管理活用支援法人が含まれることもあります。

(一) 対象地区

原則として、一（一）で、特に注意を要する重点対象地区とした□□地区から優先的に調査を実施し、終了した場合は、注意を要する重点対象地区とした○○地区の調査を行うこととします。

ただし、緊急性を要するものなど必要な場合は、これらの地区以外でも調査を行うこととします。

コメント

地域の実情に照らして優先順位をつける必要があります。

(二) 調査期間

逐次行うこととします。

(三) 調査対象となる空家等の種類

下記ア～ウに該当する一戸建て住宅を対象とします。

ア 法第 2 条第 1 項に定める「空家等」への該当

イ 法第 2 条第 2 項に定める「特定空家等」への該当の可能性のある空家等

ウ 法第 13 条第 1 項に定める「管理不全空家等」への該当の可能性のある空家等

コメント

調査の入り口は、近隣住民への聞き取りや目視による調査を念頭においています。

特定空家等への該当の有無は、〇〇市空家等対策協議会またはそれに準ずる組織で議論し、市長が最終判断することを念頭においています。

(四) 空家等の状態や周辺に及ぼしている悪影響の内容及びその程度

(三) のア～ウについて、それぞれ「管理不全空家等及び特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針（ガイドライン）」（令和5年12月13日国土交通省改正。以下「ガイドライン」という。）別紙1～4に記されているものとします。

(五) 調査内容及び調査方法

近隣住民への聞き取り情報、電気・ガス・水道の使用状況、登記簿情報、住民票及び戸籍情報、固定資産税関係情報などを収集し調査を行います。調査にあたっては、必要に応じて電気・ガスの供給事業者へ契約者等に関する情報提供依頼や、法施行のため必要な限度において福祉部局等が保有する介護保険等の情報を内部利用することもあります。

なお、これらの情報（近隣住民への聞き取り情報を除く。）は、法第10条第1項及び第3項に基づき文書により照会し回答を得ます。

コメント

個人情報の収集に関わる部分であるため、根拠を明確に示しました。

また、本調査により所有者等が判明した場合には、当該空家等の除却、利活用などに関する所有者等の意向を確認します。

コメント

空家等の除却、利活用の他に、所有者等が倉庫等として使用する場合も考えられるため、所有者の意向を確認する旨記載しました。

(六) その他

調査により得られた空家等の情報や、管理不全空家等及び特定空家等の管理に関する経過や措置内容の履歴等に関しては、空家等対策の窓口部局である〇〇課においてデータベース化し、保存・管理します。

なお、当該データベースは、庁内関係各課が空家等対策関係事務を行うことを目的とする場合に限り利用します。

四 所有者等による空家等の適切な管理の促進に関する事項

(一) 所有者の責務

法第5条では所有者等の責務が規定されており、空家等の適切な管理に努めること、国及び地方公共団体が実施する空家等に関する施策に協力することとなっています。空家等は私有財産であり、適切に管理されていないと、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすおそれがあります。そのため、地域住民の生命、身体又は財産を保護するとともに、生活環境の保全、公共の福祉の増進に寄与する観点から、所有者等が空家等の適切な管理を行う責務を負っています。

(二) 所有者等による空家等の適切な管理を促すための取組

所有者等による空家等の適切な管理を促すため、〇〇市では「□□□□□□」を作成し、適切な管理に役立つ情報の発信に努めております。

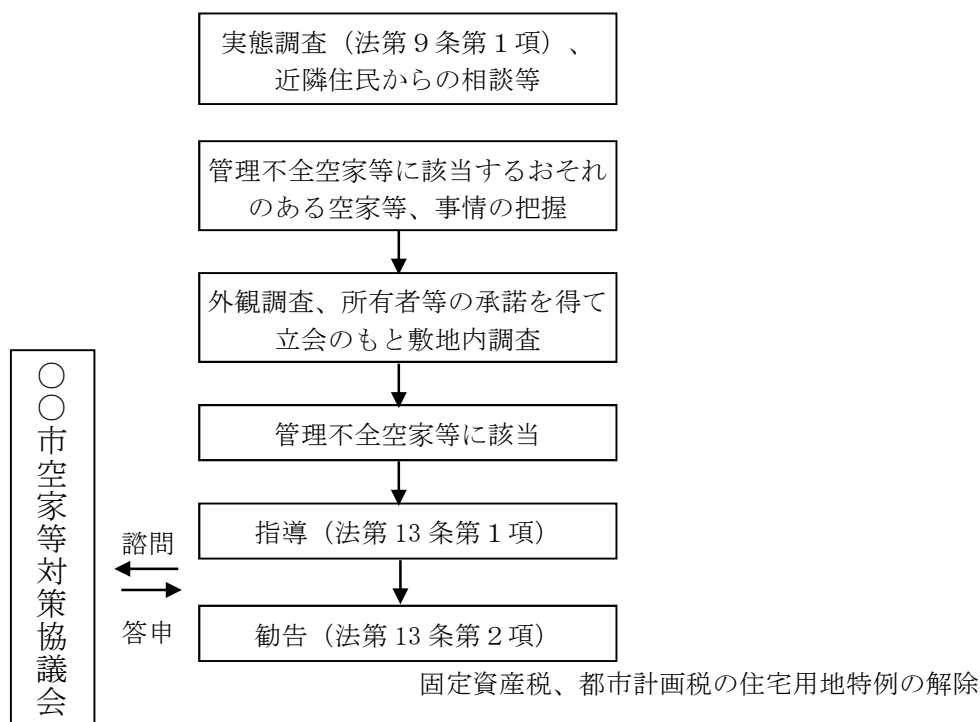
また、適切な管理に関する相談、サービスの依頼を〇〇市が指定した空家等管理活用支援法人に行うこともできます。

コメント

空家等の適切な管理に関するリーフレット等を作成していることを想定して記載しました。
国交省が作成した適切な管理に関するリーフレットを記載することも考えられます。
空家等の管理や相談を行う支援法人を指定している場合は支援法人についての記載も考えられます。

(三) 管理不全空家等に対する措置の方針

所有者等による適切な管理がされていない空家等は、管理不全空家等に該当するおそれがあります。管理不全空家等であることを判断する際の基本的な考え方は、ガイドラインに示された基準をもとに、市長が判断を行います。管理不全空家等に対しては特定空家等に至らないよう、適切な管理を行うよう指導を行います。管理不全空家等に対する勧告に当たっては、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例が解除されるため、法第8条の規定に基づき設置した〇〇市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）において検討を行います（図1）。なお、所有者等の所在を特定できない場合、相続財産管理人制度の活用を検討します。



(図1) 管理不全空家等に対する措置の方針

コメント

上記はあくまで一例として記載しています、
管理不全空家等に該当するか協議会に諮問することも考えられます。

五 空家等及び除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

(一) 空家等の活用の促進

空家等の活用促進に関しては、空家等管理活用支援法人等との連携、相談窓口や〇〇市空き家バンク（以下「空き家バンク」という。）の活用により、利活用を希望する法人等にマッチングを行っていくことで、地域社会の活性化及び都市機能の向上につながります。空き家バンクの運営にあたっては、本市と〇〇協会〇〇支部との間で締結されている「〇〇市空家等対策に関する協定書」に基づき行うこととします。なお、空き家バンクについては、周辺市町村と共同で運営できないか、当該市町村の意見を聞きながら検討します。

また、空家等の活用の一環として、本市へ移住・定住を検討している方に、1～2週間程度の一定期間、本市に滞在してもらう「お試し居住制度（仮称）」や本市空き家バンクに登録されている物件を購入する子育て世帯に対し引っ越し費用・物件購入費用・改修費用を助成する「子育て世帯定住応援制度（仮称）」を創設することを検討します。

コメント

空家等対策に関して制度の創設を検討している事項があれば記載してください。
ただし、所有者等に過度の期待を抱かせることがないように（改修費補助制度の創設など）注意が必要です。

(二) 除却した空家等に係る跡地の活用の促進に関する事項

除却した空家等に係る跡地の活用促進に関しては、住宅密集地の解消に向けた取り組みとの連携、地域の為のポケットパークや駐車場としての利用を促進していきます。

(三) 空家等活用促進区域について

空家等の活用を通じて、地域における経済的社会的活動を促進するため、法第7条第3項に定める空家等活用促進区域を定めることとし、〇〇市都市計画マスタープラン等と調和を図りながら、以下のとおりその区域及び同条第4項に規定する空家等活用促進指針を定めます。

空家等活用促進区域、空家等活用促進指針の詳細は、本市ホームページに公表する別紙に掲載します。

コメント

空家等活用促進区域の設定は任意となりますが、設定した場合は空家等活用促進指針を定める必要があります。
関係各課は、建築部局、まちづくり部局、都市計画部局等が挙げられます。
都市計画マスタープランのほか、立地適正化計画、低炭素都市づくり計画等との調和も考慮することが考えられます。
未設定の場合は、促進区域の記載を削除することが考えられます。

(1) 空家等活用促進区域

△△地区の一部区域（ホームページ上に図で示します。）

ただし、土砂災害特別警戒区域等の災害発生の危険性が高い箇所等は除外します。

(2) 空家等活用促進指針

①空家等及び空家等の跡地の活用に関する基本的な事項

本地区は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇な地区で〇〇〇〇〇〇法第〇条第〇項に規定する〇〇〇区域となっています。また、本市の〇〇計画においても、〇〇〇〇な地区として位置付けています。一方で、地区内では空家等及び転出人口の増加などにより、本来の地域の魅力や活力が低下しつつあります。そのため、〇〇など地域活性化に資する施設への用途変更や、居住人口維持のため、細街路に敷地が接する住宅の建替え等を促すこととします。

②活用することが必要な空家等の種類

対象となる空家等の種類については、法第2条第1項に定められている「空家等」の範囲内で示します。

③誘導用途

周辺市街地の環境等を考慮し、地域活性化に資する施設や地域において公益性が高い用途を定めます。

④敷地特例適用要件

建築基準法における接道規制の特例認定の要件について、安全で良好な市街地環境の形成を図るという接道規制の趣旨を踏まえて設定します。

⑤用途特例適用要件

建築基準法における用途規制の特例許可の要件について、用途地域に応じた市街地環境を保全するという用途規制の趣旨を踏まえて設定します。

⑥その他

区域内においては、空家等に関わる関係事業者などが対応する相談受付や、空家等の所有者等向けのセミナーや講演会等を通じた空家等の活用の促進に関する情報提供、市広報やホームページ等による各種の情報発信等を重点的に行うことにより、空家等の誘導用途としての活用を要請・あっせんすることとします。

六 特定空家等に対する措置その他の特定空家等への対処に関する事項

空家等のうち、特定空家等に該当するおそれがあるものについては、速やかな改善が求められることから、早期に助言又は指導を行います。

このため、市は、空家等の所有者等による適切な管理が促進されるよう、相談窓口の情報を提供することや、除却、修繕、立木竹の伐採その他周辺的生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう助言し、早期に解決が図られるよう努めます。

特定空家等であることを判断する際は、ガイドラインに示された基準をもとに、法第8条の規定に基づき設置した協議会において協議した後に市長が判断します（図2）。

ガイドラインに示されていない事案が発生した場合も同様に判断します。

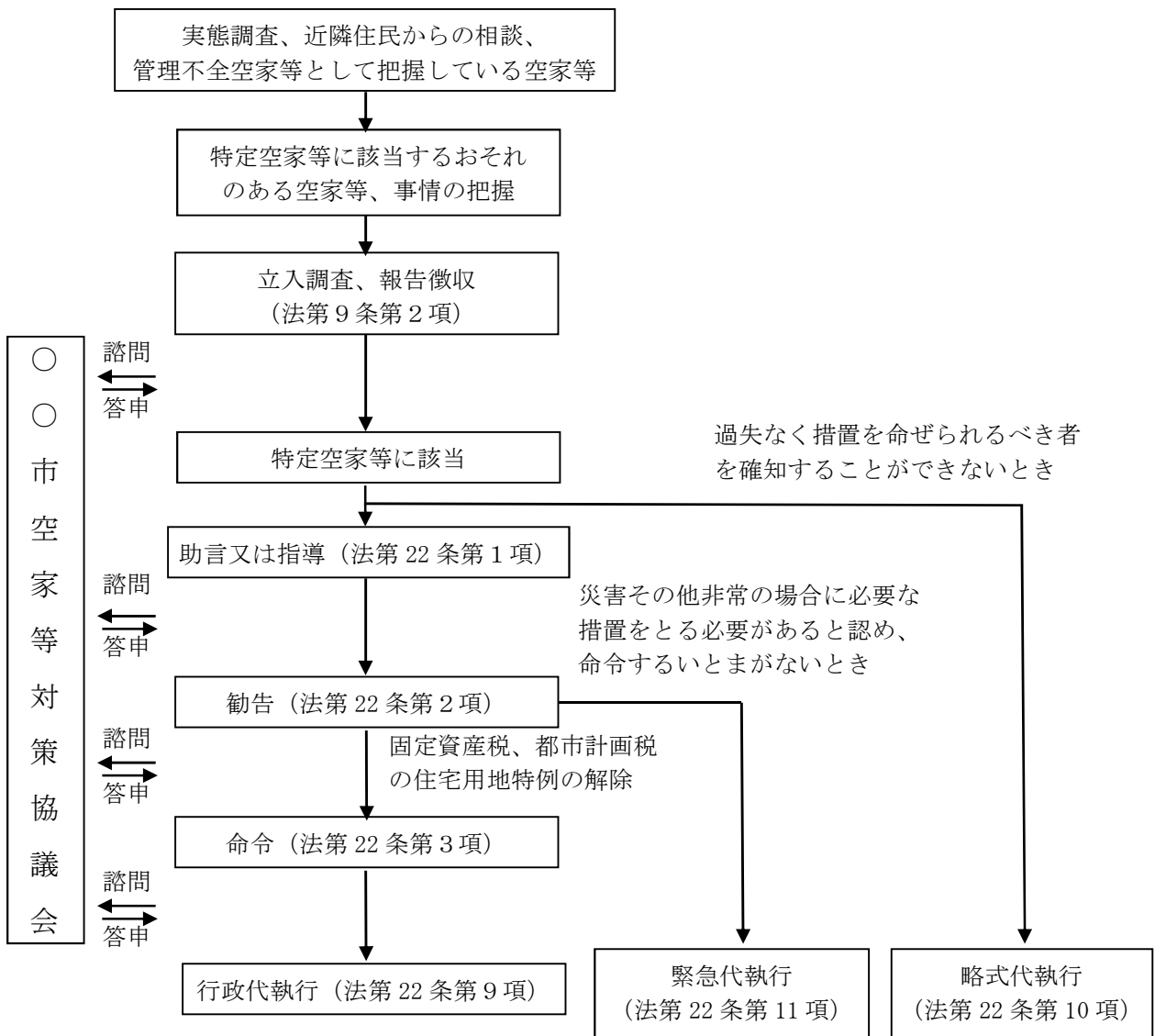
コメント

協議会またはそれに準ずる組織も念頭に置いています。

また、法第 22 条第 2 項の規定に基づく勧告を受けた特定空家等については、固定資産税及び都市計画税の住宅用地の特例を解除します。

(また、法第 22 条第 2 項及び第 3 項に定める「相当の猶予期限」とは、業者選定、片付け、工事等の期間を考慮し 60 日間とします。)

なお、所有者等の所在を特定できない場合は、略式代執行及び財産管理制度の活用を検討します。



(図 2) 特定空家等に対する措置の方針

七 住民等からの空家等に関する相談への対応に関する事項

現在、開設している相談窓口において受け付け、所有者等に対し適切な管理や利活用に関する情報を提供します。

なお、〇〇市に直接相談があった場合には、一時的に〇〇課が相談を受け、相談内容に応じ、庁内関係各課の協力を仰ぎ対応します。

コメント

庁舎内の窓口は一本化して、利便性を向上させるという趣旨です。

また、必要に応じて、空家等管理活用支援法人や空き家相談協力事業者登録制度^{※1}に登録している事業者、団体に相談内容を引き継ぎ、対応する場合があります。

八 空家等に関する対策の実施体制に関する事項

庁内においては、庁内関係各課で会議体を設け、空家等に関する対策を実施していきます。この会議体の事務局は〇〇課に置くこととします。

コメント

空家等がもたらす問題は、広範かつ多岐にわたることから、庁舎内の連携体制を構築することは重要です。庁内で空き家対策に関する会議体を設けている場合を想定して記載しました。

市は、本計画を作成するにあたり、協議会を設置しています。

この協議会は、本計画を見直す必要が生じた場合及び特定空家等の該当性の判断に係る協議を行うため、今後も設置し続けます。

なお、構成員は、市長のほか、弁護士、司法書士、行政書士、宅地建物取引業者、不動産鑑定士、土地家屋調査士、建築士、社会福祉士等の資格を有して地域の福祉に携わる者、郷土史研究家、大学教授・教員等、自治会役員、民生委員、警察職員、消防職員、法務局職員、道路管理者等公物管理者及びまちづくりや地域おこしを行うNPO等の団体の18名以内とします。（六で記載した協議会の再掲）

コメント

空家等対策の全体像を住民が容易に把握することができるよう、実施体制について相関図を添付することも考えられます。

また、本市では、空家等対策のうち〇〇〇に関する業務は空家等管理活用支援法人として指定している□□□が行うものとします。

コメント

空家等管理活用支援法人が行う業務が、住民からの相談等の窓口を担うこととなっている場合は、当該法人の名称等も併せて記載します。

※1) 空き家相談協力事業者登録制度 空家等の管理・活用に関連する事業者・団体について、「空き家相談窓口」の趣旨に賛同・協力する事業者・団体を登録し、相談者からの要望に応じて、該当する分野の登録事業者・団体を相談者に紹介する、神奈川県居住支援協議会の事業

九 その他空家等に関する対策の実施に関し必要な事項

市は、災害が発生し、被災した空家等でそのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態等の特定空家等については、法に基づく所定の手続きを踏み、当該特定空家等の所有者等に命令等をします。

なお、倒壊した空家等の一部が残存し、その部分が近隣住民の生命又は身体に危険をおよぼすおそれがある場合は、災害対策基本法に基づき当該空家等を除却します。この場合において、後日、所有者等が判明した場合は、所有者等に除却に要した経費を請求します。

この他にも、空家等については、建築基準法、消防法、道路法等各法律の目的に照らして、適切な管理のなされていない空家等へ、これら関係法令を適用する場合もあります。

コメント

関係法令の所管部局間で広く情報共有を図り、連携を取りやすい体制整備が重要です。空家等の実情に応じて必要となる支援措置や数値目標、空家等対策の効果を検証し、その結果を踏まえて空家等対策計画を見直す旨の方針等について記載することが考えられます。

(別表 (庁内関係各課))

局名	部課名	局名	部課名
〇〇局	〇〇〇〇課	〇〇局	〇〇〇〇課
住宅建築部局、建築指導部局、まちづくり部局、消防部局、環境部局、福祉部局、衛生部局、観光部局、警察 等を想定			
〇〇局	〇〇〇〇課	〇〇局	〇〇〇〇課
〇〇局	〇〇〇〇課	〇〇局	〇〇〇〇課
(事務局)			
〇〇局	〇〇〇〇課		

(参考) 固定資産税、都市計画税の住宅用地特例

住宅用地の区分	住宅用地区分の範囲	特例内容	
		固定資産税	都市計画税
小規模住宅用地	面積が 200 m ² 以下の部分	1/6 に軽減	1/3 に軽減
一般住宅用地	面積が 200 m ² を超える部分	1/3 に軽減	2/3 に軽減

(参考) 相談窓口となる空家等管理活用支援法人

名称	連絡先	相談受付内容
〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇